法改正・労働問題・労基署対策・労務実務を「労働問題専門」の社労士が解決!

みらい労働法務事務所ニュース 7月号

発行者:みらい労働法務事務所

特 休 別 暇 に つ (1) T

法律上の義務はありませんが、慶弔休暇などの特別休暇を設けている会社があります。

そこで今回は「特別休暇を規定する際の注意点」について簡単に整理します。

① 休暇の種類を決める

結婚、出産、親族の死亡時などに休暇が取れるよう設定されているところが多いです。 会社によっては「創立記念日休暇」「バースデー休暇」「ボランティア休暇」などを 設けているところもあります。どんな休暇を設けるかは会社の自由です。

② 休暇の日数や消化についてのルールを決める

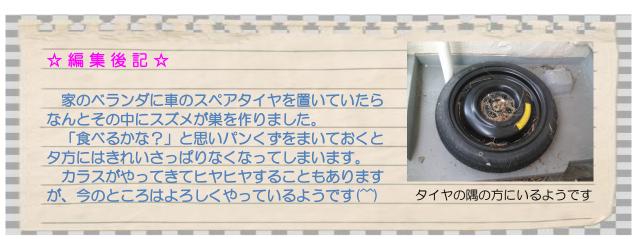
例えば結婚休暇の場合「入籍日または結婚式の日から起算して継続して6日」というように 起算日、継続or断続、日数を規定します。単に「6日間」とするといつまでに消化するのか や継続か断続で取得できるのかが明確でないためトラブルの原因になります。

③ 休暇中に休日が被った場合の扱いを決める

例えば「特別休暇日数には休日を含む(or含まない)」というような形で規定しておきます。

④ 休暇を取得した際の給与の有無や金額を決める

払う払わないでモメてしまうこともありますので、休暇中の給与の支払いの有無は必ず設定 してください。また支払う場合はその金額についても併せて規定してください。なお金額に ついては会社が自由に設定できます。



みらい労働法務事務所

T530-0053

大阪市北区末広町3-21扇町センタービル6F

TEL:06-6809-5092 FAX:06-6809-5093

e-mail info@mirai-sr.com URL http://mirai-sr.com

